



くれ

1004号

2025年5月7日
郵政産業労働者ユニオン
呉支部発行

←中国地本HPへ
PC・スマホ等から
この情報が閲覧可！



メールはこちら→



車両点呼に天手古舞

運行管理の杜撰

貨物自動車運送事業関係法令で義務付けられている点呼等の運行管理を適正に行っていない。総務省と国土交通省に詳細を報告した郵便事業会社。

点呼を実施せず、点呼記録簿の作成が行われていた事実も報告されている。今後、点呼未実施は運行管理者や社員への責任追及や責任転嫁が行われる可能性も出てくる。

点呼未実施で騒がれているタイミングで業務中に飲酒した事実が発生し、



【郵便配達で使用される赤バイク】

世間の目は厳しさを増している。

かんぽ生命の不適正営業と同様に事態は深刻だ。なぜなら、業務停止の処分が出れば、文字通り、仕事が出来なくなる。

問題発覚後、管理者が点呼に立ち会い、その重要性を説くなど、後手後手の対応となっている。

法令の対象外バイク

貨物自動車運送事業関係法令は、自動車が主対象で、会社で使用されるバイクは対象外となっている。正確に言えば、126cc

以上の営業用バイクバイクであれば、緑ナンバーを付ける必要がある。会社が保有するバイクは125cc以下の為、緑ナンバーではなく、貨物運送の法令が適用される事はない。

だが、自身が使用し、命を預ける車両だけに、点呼だけでなく、点検や整備は必要不可欠だ。バイクの替えはあっても、命の替えはない事を忘れてはならない。

点呼の調査結果と対策

全国3, 188営業所のうち2, 391営業所で、点呼が不適切であった。実に75%の営業所で、何らかの問題があると判定されている。

現場では、防犯カメラの前で点呼実施するなど、対策が進んでいる。しかし、カメラの台数が少ない為、カメラ前に移動する必要に迫られている。

今後は、デジタル化され、遠隔・自動点呼に移行される予定となっている。また、「貨物軽自動車安全管理者」を選任し、点呼

執行を進めるとあるが、責任を押し付けるだけとなる危険性も出てくる。

人員不足の末路

入社試験でこれまで70点(満点100点)以上を合格としていたが、合格者が激減した為、やむを得ず合格点を50点に、それでも合格人数を確保できず、名前を書いたら合格にしたとする。

合格者の激減は避けられたとしても、会社そのものの信頼や価値を低下させてしまう可能性が出てくる。

結果として、業務中に飲酒し、運転するほど、非常識な人に業務を任せる事

態になれば深刻だ。

当然そのような非常識な人は極一部であろうが、現実問題として起きていくから笑えない。

酒酔い・酒気帯び運転

酒酔い運転を行えば、運転者には、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金が罰則とあります。

また、車両の提供者や同乗も重い責任が伴います。酒気帯び運転では、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金です。

酒気帯び運転は、呼気1リットル中のアルコール濃度0.25ミリグラム以上と0.15ミリグラム以上0.25ミリグラム未満で違反点数が異なっています。

数値だけで判断すれば、0.15ミリグラム以下であれば、罰則を課せられる事はなさそうですが、道路

交通法第65条第1項「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない」と記載されており、道路交通法違反として、厳重注意等が行われる事は間違いな

いでしょう。なお、アルコールは体質で異なる事があり、数値だけで判断されず、総合的に飲酒運転と判断される事があるので注意が必要で

清涼飲料の甘酒、奈良漬洋菓子等の一部では、アルコールを含むものもあり、飲酒運転の疑いとして、裁判となった事例もあります。

アルコールに関しては「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」が正解です。近年は、企業努力で、ノンアルコール飲料が美味しくなっており、ノンアルコールでも楽しめる環境もできており、無理な飲酒の必要性はありません。

なお、アルコール検査に關しては、マウスウォッシュを事前に使用した事でアルコール数値が検知される事もあるので、アルコール含量の有無には気を

つけましょう。例え飲酒してなくても、職場内で騒ぎとなり、警察が駆けつける事態となる可能性があるので、注意が必要

です。

今後の予定

● 5月13日(火) 17:00~
第9回呉支部執行委員会
支部事務所

次号は 5月20日 予定